

刑 法

平成21年1月10日(土) 13:00~14:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚(各問について1枚)、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙(裏面使用も可)に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【第1問】（配点：50点）

A男は、一方的に思いを寄せていた乙女と一緒に居続けるためには、同女を刃物で刺し殺し、その場で自分も死ぬしかないなどと考えて同女の殺害を決意し、路上を歩行中の同女に低速の自動車を衝突させて路上に転倒させ、刃物でその身体を突き刺して殺害するとの計画を立て、これに用いるため、百貨店で包丁1本を購入し、レンタカーショップで普通乗用自動車1台を借り受けるなどの準備を整えた上、同女の後をつけ回し、同女が子を預けている保育園付近路上に同車を止め、同女が現れるのを待ち受けた。しばらくして、Aは、歩行中の乙を発見し、同女の右斜め後方から同車前部を時速約20キロメートルで衝突させ、同女を同車のボンネット上に跳ね上げて同女の後頭部をフロントガラス付近に打ち付け、路上に落下させるなどし、その衝撃によって、同女に加療約50日間を要する頭部挫傷等の傷害を負わせた。車が停止した後、Aは、包丁をドアポケットに入れたまま降車し、乙に対し、「ごめんなさい。」などと言った。乙は、立ち上がると、通行人に、「警察を呼んで下さい。」「助けて下さい。」などと言いながら、保育園の方に走り、門の内側に入った。Aは、乙の後を追ひ、門の外側に立って「殺して死ぬつもりだった。」などと言った。

Aの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

【第2問】（配点：50点）

Aは、未成年者甲の母乙（平成18年6月12日死亡）の母であって、平成18年8月8日、家庭裁判所家事審判官により甲の後見人に選任され、甲と同居し甲の預貯金の出納、保管等の事務に従事しているもの、Bは甲の伯父（甲の母の兄）、CはBの妻である。A及びBは、共謀の上、平成18年8月15日から平成20年11月10日までの間、前後5回にわたり、F郵便局ほか4か所において、自らの用途に費消するため、Aが預かり保管中の甲相続に係る乙名義定額貯金口座から多額の現金を引き出した。なお、Cは、実行行為自体には加わっておらず、必要な費用が発生する都度、結局は、甲の財産から捻出されることを知りつつ、Bに対し、その費目と金額を知らせ、A及びBによって取得された上記現金の一部を受け取ってこれを処分していた。Cに対しては告訴はなされなかった。

A、B及びC3名の罪責を論じなさい。

以上